

山梨県公報

第四百六十二号

令和六年

四月八日

月 曜 日

目 次

選挙管理委員会

○政治活動のために寄附を受け又は支出することができない団体……………一三五

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第十号

次の政治団体は、政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第二項の規定により、令和六年四月二日以後、政治活動(選挙運動を含む。)のために寄附を受け又は支出をすることができない団体となつたので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

令和六年四月八日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮 山 博

政治資金規正法第十七条第二項適用団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地
光風会	小池 太一	井上 仁	南巨摩郡富士川町小室二七〇二
康友会	三浦 康夫	三浦まゆみ	南都留郡富士河口湖町長浜三九五
杉本友栄後援会	杉本 友栄	天野 洋	上野原市秋山九四五一
正友会	小佐野 茂雄	井出 徹	南都留郡富士河口湖町船津三二四八一二
野中敏美後援会「とし友会」	望月 和美	今津 朝彦	中巨摩郡昭和町築地新居八二九一
羽田ゆきひさ後援会	舟久保 義重	羽田 寿夫	富士吉田市小明見一六五
山梨県知事長崎幸太郎後援会『幸進会』	深澤 純雄	深澤 純一郎	南巨摩郡身延町三沢五九一一一四

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番